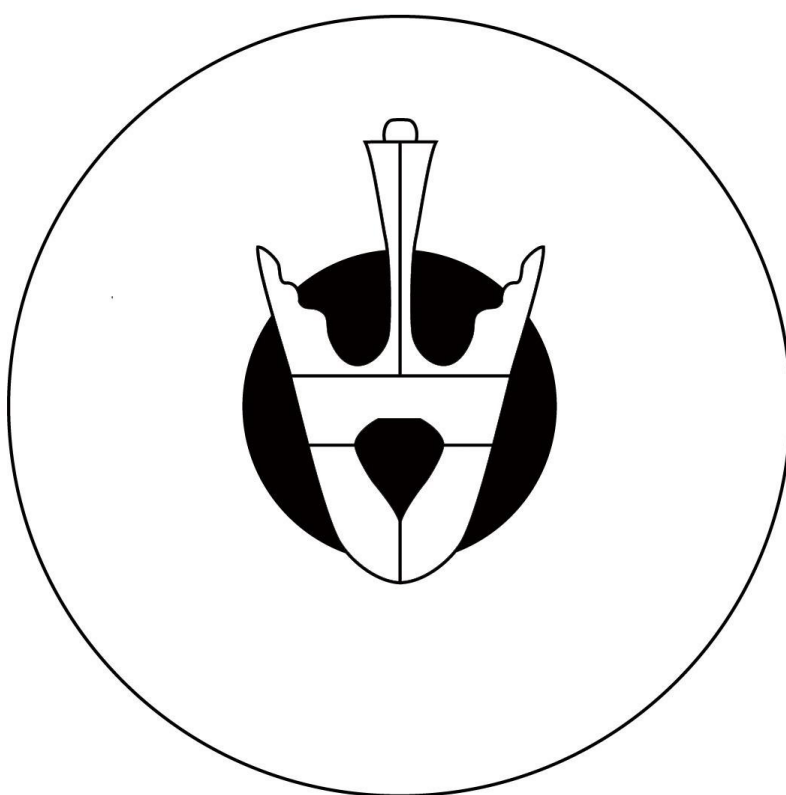


第 60 回伊勢奉納 安全指針



【最終版】令和4年11月18日

全日本学生弓道連盟

はじめに

第 60 回伊勢奉納大会（以下、「伊勢大会」）の実施にあたり、安全指針を策定いたしました。

大会に出場する選手・関係者の方は、安全指針をご確認の上、最大限の感染症対策を施すようお願い申し上げます。また、大会への参加申し込みをもって安全指針のすべての内容について同意したものとみなします。安全指針に反する場合や、感染拡大防止のために全日本学生弓道連盟（以下、「全日学連」）が決めた措置を遵守していただけない場合、当該大学ならびに当該参加者の大会出場を禁止し、全日学連規約第 29 条に基づき、懲戒処分を下す場合がありますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

なお、安全指針は、新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢等の状況に応じて、随時改定を行います。

更新履歴

2022 年

9 月 1 日 第 1 版を作成しました。

9 月 20 日 第 2 版を作成しました。

- ・感染者の待機期間を 7 日間に改めました。

10 月 13 日 第 3 版を作成しました。

- ・大会会場入場について追記しました。

11 月 18 日 最終版を作成しました。

- ・以降の変更については、オープンチャットでご連絡いたします。

安全指針に関するお問い合わせ先

全日学連 事務局

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-12-10 日高ビル 2 階

TEL/FAX 03-6910-0792

メール zennichi.kyudo@gmail.com

（役員が事務所にいない場合がありますので、お問い合わせは原則としてメールでお願いいたします。）

目次

はじめに	…p. 2
更新履歴	…p. 2
本安全指針における定義一覧	…p. 4
第1部 日常の感染対策	…p. 5–p. 6
第2部 大会期間中の感染対策	…p. 7–p. 9
第3部 緊急事態宣言発令時の対応	…p. 10
第4部 感染者等が発生した場合の対応	…p. 11–p. 13
その他	…p. 14

本安全指針における定義一覧

語句	意味（定義）
大会期間	大会参加者が大会会場に滞在する期間および大会会場への行き・帰りの期間を指す。また大会期間中とは、大会期間の初日および最終日を含める。 ✓ 例：東京都の A 大学は、11 月 23 日に東京から伊勢に移動し、24 日～25 日に大会に参加、翌日 26 日に東京へ戻った。 →11 月 23 日～26 日が大会期間に該当する。
大会会場	競技会場（伊勢神宮弓道場）および宿泊施設（神宮会館他）を指す。
大会参加者	選手・監督・コーチ・介添・応援・報道関係者を指す。
大会役員	大会運営を行う役員（手伝い役員も含む）を指す。
検査	PCR 検査、抗原抗体検査等、新型コロナウイルス感染症の陽性が判断できる検査を指す。
感染者等	以下に定義する感染者・濃厚接触者・感染疑い者の総称。
感染者	以下①、②に該当する者を指す。 ① 感染症法に基づく検査において新型コロナウイルスの陽性反応が出た者。 ② 検査を行わなくても臨床症状により医師から新型コロナウイルス陽性であると診断された者。（「擬似症患者」、いわゆる「みなし陽性者」） なお、感染者の発生日は症状が出始めた日とし、発症日が不明、もしくは無症状の場合、陽性と判定された検体採取日とする。また、擬似症患者（みなし陽性者）の場合は、医師の診断を受けた日を感染者の発生日とする。
濃厚接触者	医師・保健所・大学の保健センター等保健所に準ずる機関により濃厚接触者と判断された方を指す。濃厚接触者の発生日とは感染者と接触した日とする（複数日の場合には最も新しい日）。
感染疑い者	以下①、②に該当する者を指す。 ① 平熱を超える発熱、咳、喉の痛みなどの症状、だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、嗅覚や味覚の異常、体が重く感じる、疲れやすい等、感染疑い症状がある者。（以下、「有症状の感染疑い者」） ② 保健所業務の逼迫等で医師・保健所による濃厚接触者に該当するか否かの判断が困難である場合に、感染者との接触（共に練習を行っている等）が認められる者。（以下、「無症状の感染疑い者」） なお、感染疑い者の発生日とは、「有症状の感染疑い者」の場合は感染疑い症状が発生した日、「無症状の感染疑い者」の場合は感染者との最終接触日とする。

第 1 部 日常の感染対策

以下は、公益財団法人全日本弓道連盟作成の新型コロナウイルス感染防止対策弓道ガイドライン (https://www.kyudo.jp/pdf/notice/20200717_notice.pdf) である。特に、大会期間前は以下を参考に感染症対策を徹底すること（必要に応じて一部改変を加えた）。

（１）基本

「３密」を避け、手洗い、用具等の消毒を十分に行うこと。

（２）利用者について

- ・道場（施設内）に入る時には、先ず手指をアルコール消毒してから体温を測定し、37.5 度以上の熱のあるものは入館を控えること。
- ・スマートフォンを携帯している者は、新型コロナウイルス接触確認アプリをインストールして活用することを強く推奨する。App Store または Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストールしてください。

App Store : <https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

Google Play : <https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

（３）練習中について

- ・射手間隔は 1.8m 以上あけること。
- ・行射中は、安全および熱中症等を考慮し、マスクの着用は不要とする。
- ・更衣室、控室などではマスクを着用し、各自が 2m 程度離れ、大声での会話はしないこと。
- ・矢取りを担当した者は返却後、手の消毒を行うこと。
- ・矢が返却され次第、各自の矢は各自が除菌シートなどで消毒すること。
- ・他人の弓具に触れないこと。尚、弓道場の弓具を借用した場合は、使用前後に消毒を行うこと。
- ・弓具の貸し借りは原則禁止だが、教室などで共有する場合は使用者同士が消毒して渡すこと。

（４）指導者について

- ・指導者は特に手の消毒を頻繁に充分に行うこと。携帯の消毒液を持参するのが望ましい。
- ・マスクを着用し、指導対象者との距離を保つことが好ましい。
- ・接触指導はできるだけ避け、可能な限り言動で行うことが好ましい。
- ・多人数の場合は、指導対象者を 1 か所に集めるのは避け、時間を区切り分散指導を行うこと。

（５）道場・施設を管理する者には、下記を実施することをお願いする。

- ・感染者が利用者の中に発生した場合、同時期利用者に連絡が取れるように、連絡先を記した全員の入館記録を取り 1 か月保管すること。記録は、個人情報として取扱うこと。
- ・施設内入口に必ず非接触体温計を設置すること。
- ・アルコール消毒液を下記の場所などに設置すること。

☐道場出入口 ☐弓具収納場所 ☐トイレ ☐更衣室 ☐矢立て箱付近

- ・除菌シートを矢立箱付近に設置すること。
- ・道場出入口や窓などを開け、通気性のよい換気を行うこと。
- ・狭い更衣室では「3密」にならないよう使用制限を設けること。
- ・道場の広さによっては、時間帯で人数制限を行うなど考慮すること。

第2部 大会期間中の感染症対策

- 1 大会会場への入場人数について
 - 1.1 大会入場人数に制限は設けない。
 - 1.2 観客席のエリアごとに入場できる方を制限する。
 - 1.3 当日の観戦状況を考慮し、本連盟の判断により入場に関して制限、緩和を行う場合がある。この措置によって生じた損害について、本連盟では責任を負いかねる。
 - 1.4 大会会場へ入場する者は、各自で基本的な感染症対策を行うこと。マスクの不着用等、感染症対策上不適切な行為を行った者に対しては、注意・退場勧告・所属大学に対する懲戒処分を行う場合がある。
 - 1.5 具体的な制限の内容については、全日学連ウェブサイトに掲載しているので、入場される方は必ず確認すること。（「第60回伊勢奉納大会 観客について」）
- 2 本指針の内容への同意について
 - 2.1 大会参加者は、大会への参加を以って、本安全指針の内容に服することに同意したものとみなす。
 - 2.2 何人も他者に大会への参加を強制してはならない。
 - 2.3 大会参加者が本安全指針の内容に違反した場合は、全日学連規約第29条に基づく懲戒処分の対象となることがある。
- 3 マスクについて
 - 3.1 大会参加者は着用分と予備を持参すること。主催者によるマスクの提供・販売は行わない。
 - 3.2 大会会場への行き帰りの際もマスクを着用し、マスクを顎にかけた状態やマスクを外した状態での会話は行わないこと。
 - 3.3 以下の場面を除き、大会期間中は常にマスクを着用すること。
 - ① 射場に入場してから退場するまでの間
 - ② 巻藁を引くとき（前に並ぶ射手が引き終えてから自分が引き終えるまで）
 - ③ 食事・水分補給を行うとき
 - ④ 入浴時、睡眠時など宿泊施設においてマスクを外す必要があるとき
 - 3.4 大会期間中、マスクを着用していない場合は、大会役員から声をかける場合がある。
 - 3.5 マスクの着用が難しい場合は、大会期間前に主催者にその旨を申し出ること。申出を受けた場合、入場の可否を検討する。なお、入場を許可する場合でも、フェイスシールドの着用等を求める場合がある。
- 4 受付について
 - 4.1 受付には、手指消毒用アルコールを設置し、受付業務に当たる大会役員は定期的に手指の消毒を行う。
 - 4.2 受付は各大学代表者1名が行い、その他の選手等は密にならないように努めること。
 - 4.3 受付業務は可能な限り簡素化し、受付の時間の短縮を図る。
- 5 検温・体調管理に関して
 - 5.1 大会参加者は全員、体温計を持参し、毎朝体温を測定すること。

- 5.2 新型コロナワクチンの副作用による発熱の場合も、37.5 度以上の発熱が確認された場合、原則として当該参加者および当該参加者が所属するチームの大会参加は認められない。
- 6 消毒・手洗いについて
- 6.1 大会会場の各所にアルコール消毒液を設置する。定期的に手指の消毒を行うこと。
- 6.2 不特定多数が触れる可能性があるもの（トイレのドアノブ、レバーなど）に触れた際は消毒・手洗いを特に念入りに行うこと。
- 6.3 飲食の前後は必ず消毒・手洗いを行うこと。
- 6.4 大会役員は定期的に消毒・手洗いを行う。
- 7 式典等（開会式・閉会式）について
- 7.1 式典は例年より参加者を減らし、簡略化を図る。
- 7.2 式典参加対象外の大学・選手等の参加は認めない。
- 7.3 式典中は常にマスクを着用すること。
- 8 行射に関して
- 8.1 招集後は入場までマスクを着用し、会話を慎むこと。
- 8.2 発声を伴う応援は、場所を問わず一切認めない。
- 8.3 皆中時の拍手は認める。
- 9 矢取について
- 9.1 矢取を行う大会役員は、定期的に手指の消毒を行う。
- 10 観覧席について
- 10.1 状況に応じて、観覧席の使用を制限する場合がある。
- 10.2 観覧席では、大声での会話やマスクを外した会話を行わないこと。
- 11 食事について
- 11.1 食事中は一切の会話を控えること。会話の必要があるときは、マスクを着用すること。
- 12 王座出場校代表者会議・東西出場者会議について
- 12.1 王座出場校代表者会議は事前にオンラインで実施する。
- 12.2 東西出場者会議は、十分な感染症対策をとった上で対面にて実施する。
- 13 巻藁の利用について
- 13.1 巻藁に並ぶ際は、周辺の人との間隔を空けて並ぶこと。
- 13.2 状況に応じて、時間や人数の制限を行う場合がある。
- 14 掲示について
- 14.1 会場での掲示は実施するが、掲示場での密回避のため、例年掲示で示す内容（トーナメント表・大会結果等）については、全日学連ウェブサイト (<https://www.pac-mice.jp/zennichi/>) および全日学連公式 Twitter (https://twitter.com/zennichi_gkr) 等で周知する。各自の判断で適宜利用すること。
- 15 宿泊について
- 15.1 宿泊中は、基本的な感染症対策を徹底すること。
- 15.1.1 入浴前後および入浴中など、マスクを外す場面では、会話を控えること。
- 15.1.2 部屋内では、基本的な感染症対策に加え、換気を励行すること。

15.1.3 チェックイン・チェックアウト時、脱衣所、エレベーターなど、密になる可能性がある場面では、特に感染症対策を徹底すること。

15.2 会食や飲酒を伴う会話・食事は行わないこと。

15.3 宿泊先で他大学との交流する場合は、感染症対策に十分に配慮して行うこと。

16 報道について

16.1 報道は事前申請とし、取材人数は4名未満とする。

16.2 申請は全日学連事務局（zennichi.kyudo@gmail.com）に行うこと。

16.3 密を避けるために囲み取材・インタビュー等は行わないこと。

16.4 大会関係者のソーシャルディスタンスが確保できなくなる場合など、感染症対策の観点から問題が生じる場合、主催者は報道の中止を指示する。

16.5 同意書の提出がない報道関係者による取材は認めない。

17 有事に備え、主催者は救急指定病院を設定する。

第3部 緊急事態宣言発令時の対応

1. 対面開催の判断について

- 1.1 大会開催地である三重県伊勢市において緊急事態宣言が発令されている場合であっても、感染症対策が十分に取られていることを確認した上で、主催者の判断で、対面にて大会を開催する場合がある。

2. ワクチン接種証明および陰性証明の提示について

本大会では、大会参加に際して、ワクチン接種証明・陰性証明の提示は求めない。

※ただし、全国旅行支援事業を利用する場合は、この限りではない。各自で必要に応じて証明書の準備や検査受検を行うこと。

第4部 感染者等が発生した場合の対応

1 感染者等が発生した場合

- 1.1 感染者が発生した場合は、その旨を保健所に報告し、保健所の指示を遵守すること。
- 1.2 感染者等が発生した旨を必ず大学当局に報告し、大学当局の指示を遵守すること。
- 1.3 保健所・医師や大学当局による出場不可の判断に反して出場することは、本安全指針上出場可能である場合でも認めない。

2 感染者等が発生した時の報告

- 2.1 11月10日から大会参加者の中に感染者等が発生した場合は、その旨を全日学連執行委員長(zenichichi.kyudo.gkr@gmail.com)へ速やかに連絡すること。
- 2.2 報告の際には、当該感染者等の氏名、出場する大会種別、該当するカテゴリー（感染者・濃厚接触者・感染疑い者）、症状の有無、発生日、その他必要と認められる情報を明記すること。
- 2.3 感染者等が発生したことを故意に隠匿して大会に出場した場合は、全日学連規約29条による懲戒処分の対象となることがある。

3 大会期間より前に感染者が発生した場合の対応

- 3.1 大会期間より前に、大会参加者が有症状の感染者に該当した場合は、発症日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快日を0日目として3日間経過している場合にのみ、当該有症状感染者の参加を認める。
- 3.2 大会期間より前に、大会参加者が無症状の感染者に該当した場合は、陽性判定に係る検体採取日を0日目として7日間経過している場合にのみ、当該無症状感染者の参加を認める。ただし、オミクロン株以外の感染が確認された場合は、検体採取日を0日目として10日間経過している場合にのみ、当該無症状感染者の参加を認める。
- 3.3 当初無症状感染者であった方が、療養中に発症した場合は、発症日を0日目として、3.1の規定を準用する。

4 大会期間より前に、濃厚接触者・感染疑い者が生じた場合の対応

- 4.1 大会期間より前に、大会参加者が濃厚接触者に該当した場合は、陽性者との最終接触日を0日目として5日間経過している場合にのみ、当該濃厚接触者の参加を認める。ただし、2日目かつ3日目に抗原定性検査による検査を行い、共に陰性であれば大会への参加を認める。
- 4.2 大会期間より前に、大会参加者が有症状の感染疑い者に該当した場合は、感染疑い症状の発症後発症日を0日目として7日間経過し、かつ薬剤を服用していない状態で症状が出ない状態が72時間継続している場合にのみ、大会への参加を認める。
- 4.3 無症状の感染疑い者に該当した場合は、感染疑いの事由が発生した日（例：感染者との最終接触日）を0日目として、4.1の規定を準用する。
- 4.4 4.1の規定を適用する場合において、大会期間初日が陽性者との最終接触日を0日目として4日目、5日目のいずれかに該当する場合は、全日学連に検査が陰性である書面または写真データ（例：陰性証明書、陰性結果通知書、陰性を知らせる電子メールの原本や写真）を提出すること。提出方法については追って連絡する。
- 4.5 濃厚接触者・感染疑い者の陽性が確認された場合は「3.大会期間より前に感染者が発生した場

合の対応」の規定を適用する。また、感染疑い者が濃厚接触者に該当した場合は、4.1の規定を優先して適用する。

5 大会期間中に感染者等が発生した場合

- 5.1 感染者等が発生した旨を大会役員へ速やかに連絡すること。
- 5.2 主催者は関係各所と連絡を取ったのちに、対応を指示する。
- 5.3 必要に応じて、主催者は当該者および当該チームの出場停止、大会関係者の検査・帰宅等を指示するので、必ず従うこと。
- 5.4 主催者は有事に備え、隔離場所を用意する。
- 5.5 医療機関、宿泊施設、自宅等へ移動の必要が生じた際の輸送方法については、大会参加者各自の責任で確保すること。
- 5.6 大会期間中に感染者等が発生した場合は、全日学連規約 50 条の 2 に基づき、全日学連執行委員長が大会の中止を判断することがある。
- 5.7 感染者等が発生した場合、当該者が利用した場所を中心に、会場内の消毒作業を行う。そのため、大会を継続する場合も、スケジュールや競技内容を大幅に変更する場合がある。
- 5.8 大会期間中に感染者が発生した場合には、必要に応じて全日学連ウェブサイトにおいて、当該感染者が参加していた大会種別（男子王座・男子東西・女子王座・女子東西）や参加日、その他必要と認められる情報を公表することがある。ただし、名前・大学名等個人が特定できる情報は公表せず、公表の問い合わせにも応じない。

6 大会期間後に感染者等が発生した場合

- 6.1 12 月 11 日までに感染者が発生した場合は、その旨を全日学連執行委員長（zennichi.kyudo.kr@gmail.com）へ速やかに連絡すること。
- 6.2 報告の際には、当該感染者の氏名、参加した大会種別、参加日、濃厚接触者の特定の有無、濃厚接触者の有無、その他必要と認められる情報を明記すること。
- 6.3 主催者は関係各所と連絡を取ったのちに、対応を指示する。
- 6.4 感染者等が発生した場合、安全管理の観点から、宿泊先および宿泊先との連絡を取り次ぐ旅行担当業者に当該者の氏名および所属大学等必要な情報を公表する。公表する際、情報が拡散しないように厳密に管理することを公表先に要請する。
- 6.5 宿泊先以外の関係各所（保健所、地方公共団体の感染症担当部署等）から、感染者等の氏名および所属大学等必要な情報の公表を求められた場合、それを公表する。公表する際、情報が拡散しないように厳密に管理することを公表先に要請する。
- 6.6 感染者が発生した場合には、必要に応じて全日学連ウェブサイトにおいて、当該感染者が参加していた大会種別（男子王座・男子東西・女子王座・女子東西）や参加日、その他必要と認められる情報を公表することがある。ただし、名前・大学名等個人が特定できる情報は公表せず、公表の問い合わせにも応じない。

7 大会役員から感染者等が発生した場合

- 7.1 原則として、大会参加者において感染者等が発生した場合と同様に扱う。
- 7.2 感染者等となった大会役員は大会業務から外し、自宅待機・隔離等必要な措置を講じる。
- 7.3 全日学連規約 50 条の 2 に基づき、全日学連執行委員長は状況を総合的に判断した上で、大会

の中止を判断することがある。また、スケジュールの変更等を判断する場合もある。

その他

- 1 経費負担について
 - 1.1 大会中止・大会スケジュールおよび形式変更に伴い発生する費用（ホテル・交通機関のキャンセル料等）について、主催者は負担しない。
 - 1.2 PCR 等検査料、治療費の費用等について、主催者は負担しない。
- 2 個人情報について
 - 2.1 提出・報告される個人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わる対応のみに使用する。
 - 2.2 感染症等の発生に基づき報告・連絡された個人情報について、主催者は厳格に管理する。
- 3 本安全指針は、以下に示すガイドラインを中心に、政府・地方公共団体からの発表、感染拡大防止特設サイト（内閣官房）等を参考に作成した。
 - ・ 公益財団法人全日本弓道連盟「新型コロナウイルス感染防止対策弓道ガイドライン」
 - ・ 内閣官房新型コロナウイルス対策本部「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」